

平成 23 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 タイヨー
代表者名 代表取締役社長 清川 和彦
(コード番号：9949 大証第 2 部 福証)
問合せ先 常務取締役管理本部長 上坪 勝人
(TEL 099-268-1211)

特別損失（資産除去債務）の計上に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月期第 1 四半期決算において、下記のとおり特別損失を計上いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 特別損失の内容

「資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日）が、当連結会計年度から適用されることに伴い、期首時点で発生する影響額、連結及び個別で 214 百万円を特別損失に計上いたします。

2. 今後の見通し

平成 23 年 4 月 11 日に公表いたしました平成 24 年 2 月期の第 2 四半期累計期間及び通期（連結）の業績予想につきましては、上記の特別損失を織り込んでおりますので、現時点で業績予想の変更はありません。

以上